

浄化槽で

未来へつなぐ

ふるさとの水



保守
点検

清掃

法定
検査

ご存知ですか？

浄化槽使用者の



「3つのルール」

詳しくは裏面をご覧ください

浄化槽の維持管理は法律で義務付けられています

浄化槽の機能を十分に発揮するために、適正な維持管理にご協力ください



保守点検

浄化槽の機能を維持させるもの
(汚泥の堆積状況の把握、ブロワ等機器の点検、消毒剤の補充)

〈必要回数〉

毎年3回以上

(浄化槽の種類、大きさ等により異なる)

〈依頼先〉

県または鳥取市で登録を受けた保守点検業者

〈命令に違反した場合〉

6月以下の懲役又は100万円以下の罰金 (浄化槽法第62条)

清掃

浄化槽の機能を回復させるもの
(汚泥の引き抜き、付属装置の洗浄、内部の異常の確認)

〈必要回数〉

毎年1回以上

(浄化槽の種類、使用状況等により異なる)

〈依頼先〉

市町村の許可を受けた清掃業者

〈命令に違反した場合〉

6月以下の懲役又は100万円以下の罰金 (浄化槽法第62条)



法定検査

(第11条検査)

保守点検及び清掃が適正に実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているか否かを確認するもの
(外観検査、水質検査、書類検査)

〈必要回数〉

毎年1回

〈依頼先〉

県の指定検査機関
(公益財団法人鳥取県保健事業団)

〈命令に違反した場合〉

30万円以下の過料
(浄化槽法第66条の2)



使用を開始するとき、使用を休止するとき、または使用する人が変わるときは、浄化槽がある地域の総合事務所、市役所または町役場へ

浄化槽設置場所	連絡先	電話番号
鳥取市	鳥取市役所 下水道経営課	0857-30-8392
岩美町	岩美町役場 建設水道課	0857-73-1567
若桜町	若桜町役場 地域整備課	0858-82-2239
智頭町	智頭町役場 税務住民課	0858-75-4114
八頭町	八頭町役場 上下水道課	0858-72-3973
倉吉市	倉吉市役所 環境課	0858-22-8168
三朝町	鳥取県中部総合事務所 環境・循環推進課	0858-23-3278
湯梨浜町	湯梨浜町役場 町民生活課	0858-35-5318
琴浦町	琴浦町役場 上下水道課	0858-55-7807
北栄町	北栄町役場 地域整備課 上下水道室	0858-37-3119

浄化槽設置場所	連絡先	電話番号
米子市	米子市上下水道局 営業課	0859-34-1387
境港市	境港市役所 下水道課	0859-47-1118
日吉津村	鳥取県西部総合事務所 環境・循環推進課	0859-31-9322
大山町		
南部町		
伯耆町		
日南町		
江府町		
日野町	日野町役場 建設水道課	0859-72-0350

保守点検・清掃に関する相談

一般社団法人鳥取県浄化槽協会
 東部支部 TEL 0857-26-9597
 中部支部 TEL 0858-26-5197
 西部支部 TEL 0859-32-7570

法定検査の依頼

公益財団法人 鳥取県保健事業団
 環境検査課 TEL 0857-30-4859
 環境検査課 西部分室 TEL 0859-21-3343



鳥取県生活環境部 自然共生社会局 水環境保全課
 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地
 電話 0857-26-7401

とりネット 浄化槽

検索